

山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例新旧対照表  
 ( 第四条関係 )

新	旧
<p>( 職員の配置の基準 )</p> <p>第三十九条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第五章において同じ。）、「理学療法士又は作業療法士及び生活支援員」次に掲げる員数</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数</p> <p>生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数</p> <p>(1) 平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上</p> <p>(2) 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上</p> <p>(3) 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上</p> <p>ロ 二 略</p> <p>四 略</p> <p>ろ 八 略</p> <p>( 職員の配置の基準 )</p>	<p>( 職員の配置の基準 )</p> <p>第三十九条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第五章において同じ。）、「理学療法士又は作業療法士及び生活支援員」次に掲げる員数</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数</p> <p>生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる利用者の平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数</p> <p>(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上</p> <p>(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上</p> <p>(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上</p> <p>ロ 二 略</p> <p>四 略</p> <p>ろ 八 略</p> <p>( 職員の配置の基準 )</p>

第五十九条 略

第七 略

8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の数等の特例）

第八十九条 略

2 略

3 前条第四項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を一人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号ニ及び第七項、第五十二条第一項第二号ニ及び第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十七条において準用する第七十四条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、一人以上は常勤でなければならない。

一・二 略

附 則

（経過措置）

第二条 略

第五十九条 略

第七 略

8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の数等の特例）

第八十九条 略

2 略

3 前条第四項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を一人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号ニ及び第七項、第五十二条第一項第二号ロ及びニ、第七項並びに第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十七条において準用する第七十四条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、一人以上は常勤でなければならない。

一・二 略

附 則

（経過措置）

第二条 略

第三条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

一 次のイから八までに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれイから八までに掲げる数

イ 平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除した数

ロ 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

ハ 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数

二 略

2 略

第三条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

一 次のイから八までに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれイから八までに掲げる数

イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数

ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

二 略

2 略